

のうち、一の居住者、内国法人又は特定信託の受託者である法人（当該特定信託の信託財産として当該外国関係信託の直接及び間接保有の受益権を有するものに限る。以下この号において同じ。）及び当該一の居住者、内国法人又は特定信託の受託者である法人と政令で定める特殊の関係のある者（外國法人を除く。）をいう。

3) 第一項各号に掲げる内国法人は、当該内国法人に係る特定外国信託の各計算期間の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を当該各計算期間終了の日の翌日から二月を経過する日を含む各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）に添付しなければならない。

第六十六条の九の三 前条第一項各号に掲げる内国法人が同項の規定の適用を受ける場合には、当該内国法人に係る特定外国信託の所得に対して課される外國法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外國法人税をいう。次項において同じ。）の額のうち当該特定外国信託の課税対象留保金額に対応するもの（当該課税対象留保金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該内国法人が納付する控除対象外國法人税の額（同法第六十九条第一項に規定する控除対象外國法人税の額をいう。以下この款において同じ。）とみなして、同法第六十九条第一項から第七項まで、第十項及び第十五項から第十八項までの規定を適用する。この場合において、同条第十項中「うち第八項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額」とあるのは「うち第八項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額及び租税特別措置法第六十六条の九の三第一項（内国法人における特定外国信託の課税対象留保金額に係る外國税額の控除）に規定する特定外国信託の所得に対して課される外國法人税の額のうち同項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額」と、「うち同条第八項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額」とあるのは「うち同条第八項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額に係る外國税額の控除）に規定する特定外国信託の所得に対して課される外國法人税の額のうち同項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額」と、「同条第一項から第三項まで」とあるのは「第八十一条の十五第一項から第三項まで」とする。

2 内国法人が各連結事業年度において当該内国法人に係る第六十八条の九十三の

二第一項に規定する特定外国信託の同項に規定する個別課税対象留保金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合において、その適用を受けた連結事業年度終了の日後に開始する各事業年度の期間において当該特定外国信託の所得に対して外国法人税が課されるときは、当該特定外国信託の当該個別課税対象留保金額は前項に規定する特定外国信託の課税対象留保金額と、同条第一項に規定する特定外国信託の所得に対して課される当該外国法人税の額は前項に規定する特定外国信託の所得に対して課される外国法人税の額とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

3) 前条第一項各号に掲げる内国法人が同項の規定の適用に係る特定外国信託の課税対象留保金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、第一項の規定により法人税法第六十九条第一項から第三項までの規定の適用を受けるときは、第一項の規定により控除対象外国法人税の額とみなされた金額は、当該内国法人の政令で定める事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十六条の九の四 第六十六条の九の二第一項の規定の適用を受けた内国法人に係る特定外国信託につき第一号に掲げる事が生じた場合、当該内国法人に係る同条第二項第一号に規定する外国関係信託（当該特定外国信託から収益の分配の支払を受けた外國関係信託のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第二号に掲げる事実が生じた場合又は当該内国法人に係る第六十六条の六第二項第一号に規定する外國関係会社（当該特定外国信託から収益の分配の支払を受けた外國関係会社のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第二号に掲げる事実が生じた場合で、当該内国法人のこれら的事実が生じた日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度（以下この項において「前十年以内の各事業年度」という。）において当該特定外国信託の課税対象留保金額で第六十六条の九の二第一項の規定により前十年以内の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額（この項の規定により前十年以内の各事業年度において損金の額に算入された金額を除く。以下この項及び次条において「課税対象留保金額」という。）があるときは、当該課税対象留保金額に相当する金額は、当該特定外国信託、当該外國関係信託又は当該外國関係会社につき生じた事実が次の各号に掲げる事実のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額のうち当該内国法人に係る課税対象留保金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額を限度として

当該内国法人のその事実が生じた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

- 一 収益の分配の支払 その支払う収益の分配の額

二 当該内国法人に対する収益の分配の支払 その支払う収益の分配の額

三 当該内国法人に対する利益の配当若しくは剰余金の分配の支払又は法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付 その支払う利益の配当若しくは剰余金の分配の額又はその交付により減少することなる利益積立金額に相当する金額

第六十六条の八第二項から第六項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

項	第六十六条の八第二	前項各号	第六十六条の九の四第一
第六十六条の八第三	前十年以内の各事業年度の課税済留保金額	第六十八条の九十二第一	第六十八条の九十三の四第一項
特定外国子会社等の第六十六条の六第二項第三号	同項に規定する前十年以内の各事業年度（以下の条において「前十年以内の各事業年度」という。）の同項に規定する課税済留保金額（以下この条において「課税済留保金額」という。）	第六十六条の九の四第一項	第六十六条の九の四第一項各号

					に規定する直接及び間接保有の株式等（以下この項において「直接及び間接保有の株式等」）	託の同条第二項第三号に規定する直接及び間接保有の受益権（以下この項において「特定外国信託の直接及び間接保有の受益権」）
					特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等に対応する部分の金額として第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して	特定外国信託の直接及び間接保有の受益権に対応する部分の金額として
					前項又は第六十八条の九十二第三項	第六十六条の九の四第一項の
第六十六条の八第四項	第六十六条の八第三項第二号及び第三号	第一項の	第六十六条の九の四第一項において準用する第六十六条の九十三の四第二項において準用する第六十八条の九十二第三項	第六十六条の九の四第一項ににおいて準用する第六十六条の九十三の四第二項において準用する第六十八条の九十二第三項	第六十六条の九の四第一項の	第六十六条の九の四第一項の
同条第三項	第六十八条の九十三の四第二項において準用する第六十六条の八第三項の	前項の	第六十六条の九の四第一項の	第六十六条の九の四第一項の	第六十六条の九の四第一項の	第六十六条の九の四第一項の
第六十八条の九十三の四第二項において準用する	第六十六条の八第三項の	前項の	第六十六条の九の四第一項の	第六十六条の九の四第一項の	第六十六条の九の四第一項の	第六十六条の九の四第一項の

第六十六条の九十二第三項	第六十八条の九十三の四第一項	同条第一項	第六十六条の八第五項	第六十六条の八第六項
第六十六条の九の四第一項	第六十六条の九の四第一項	第一項	第一項	第一項

3) 第六十六条の八第七項の規定は、第一項の規定の適用を受けた内国法人の同項の規定により損金の額に算入された金額について準用する。

第六十六条の九の五 内国法人が第六十六条の九の二第一項各号に掲げる法人に該当するかどうかの判定に関する事項、第六十六条の九の三第一項の規定により内国法人が納付したとみなされる控除対象外国法人税の額のうち前条第一項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された課税済留保金額に係るものとの処理その他前三条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例)

第六十六条の十 青色申告書を提出する法人（清算中のものを除く。）で次の各号に掲げるもののが、平成十九年三月三十一日までに当該各号に定める資産で政令で定めるもの（以下この条において「試験研究用資産」という。）を取得し、又は製作するための費用を賦課し、当該賦課に基づいて納付された金額の全部又は一部に相当する金額をもつてその納付された事業年度において試験研究用資産を取得し、又は製作した場合において、当該試験研究用資産につき、その取得価額から一円（当該試験研究用資産の取得価額がその納付された金額（既に試験研究用

(鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例)

第六十六条の十 青色申告書を提出する法人（清算中のものを除く。）で次の各号に掲げるもののが、平成十七年三月三十一日までに当該各号に定める資産で政令で定めるもの（以下この条において「試験研究用資産」という。）を取得し、又は製作するための費用を賦課し、当該賦課に基づいて納付された金額の全部又は一部に相当する金額をもつてその納付された事業年度において試験研究用資産を取得し、又は製作した場合において、当該試験研究用資産につき、その取得価額から一円（当該試験研究用資産の取得価額がその納付された金額（既に試験研究用

資産の取得に充てられた金額があるときは、その金額を控除した金額（）を超える場合には、その超える金額（）を控除した金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、その取得の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 鉱工業技術研究組合 鉱工業技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第十三条第一項の規定により同法第三条第一項第一号に規定する試験研究の用に直接供する固定資産

二 省 略

（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）

第六十六条の十一 法人が、各事業年度において、長期間にわたって使用され、又は運用される基金又は信託財産に係る負担金又は掛金で次に掲げるものを支出した場合には、その支出した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 省 略

三 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行う本州四国連絡橋の建設

に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法の規定による退職金支払確保契約に関する業務に係る基金に充てるための同法第十五条第一項に規定する退職金支払確保契約に係る掛金

四・六 省 略

（欠損金の繰戻しによる還付の不適用）

第六十六条の十二 法人税法第八十条第一項（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、法人の平成四年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に終了する各事業年度（第四十二条の四第七項に規定する中小企業者に該当する法人の設立の日として政令で定める日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後五年を経過する日を含む事業年度までの各事業

資産の取得に充てられた金額があるときは、その金額を控除した金額（）を超える場合には、その超える金額（）を控除した金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、その取得の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 鉱工業技術研究組合 鉱工業技術研究組合法第十三条第一項の規定により同法第三条第一項第一号に規定する試験研究の用に直接供する固定資産

二 同 上

（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）

第六十六条の十一 同 上

一・二 同 上

三 本州四国連絡橋公團が行う本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事

業等に関する特別措置法の規定による退職金支払確保契約に関する業務に係る基金に充てるための同法第十五条第一項に規定する退職金支払確保契約に係る掛金

四・六 同 上

（欠損金の繰戻しによる還付の不適用）

第六十六条の十二 法人税法第八十条第一項（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、法人の平成四年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に終了する各事業年度（次に掲げる事業年度を除く。）において生じた欠損金額については、適用しない。ただし、同法第八十条第四項（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の

年度を除く。)において生じた欠損金額については、適用しない。ただし、同法第八十条第四項(同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定に該当する場合の同法第八十条第四項に規定する事業年度の欠損金額及び設備廃棄等欠損金額については、この限りでない。

2

前項に規定する設備廃棄等欠損金額とは、産業活力再生特別措置法第三条第一項に規定する事業再構築計画(同法第二条第二項第二号に規定する事業革新について記載があるものに限る。)に係る同法第三条第一項の認定(同法第四条第一項の認定を含む。)、同法第五条第一項に規定する共同事業再編計画に係る同項に規定する認定(同法第五条の二第一項の認定を含む。)又は同法第六条第一項に規定する経営資源再活用計画(同条第四項第二号に掲げる事項の記載があるものに限る。)に係る同条第一項に規定する認定(同法第七条第一項の認定を含む。)を受け、かつ、同法第十七条第一項又は第二項の確認(産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律(平成十五年法律第二十六号)附則第四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の産業活力再生特別措置法(以下この項において「旧産業活力再生特別措置法」という。)第十七条第五項の確認(以下この項において「旧確認」という。)を受けた法人(当該法人に関するものとして政令で定める法人を含む。)が、産業活力再生特別措置法の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間に、その有する国内にある減価償却資産で政令で定めるものにつき、当該事業再構築計画、当該共同事業再編計画又は当該経営資源再活用計画に基づく設備の廃棄等(同法第十七条第一項に規定する特定施設撤去等(旧確認を受けた法人にあつては、旧産業

規定に該当する場合の同法第八十条第四項に規定する事業年度の欠損金額及び設備廃棄等欠損金額については、この限りでない。

一 第四十二条の四第七項に規定する中小企業者に該当する法人の設立の日として政令で定める日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後五年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度

二 中小企業經營革新支援法第五条第二項(沖縄振興特別措置法第六十六条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する承認經營革新計画に従つて中小企業經營革新支援法第二条第三項に規定する經營革新のための事業を行う同条第一項に規定する中小企業者(同項第六号に掲げる者を除く。)又は沖縄振興特別措置法第六十六条に規定する特定中小企業者(中小企業經營革新支援法第二条第一項第六号に掲げる者を除く。)で中小企業經營革新支援法第九条第二項(沖縄振興特別措置法第六十六条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する確認を受けたものの中小企業經營革新支援法の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間に終了する各事業年度

2

前項に規定する設備廃棄等欠損金額とは、産業活力再生特別措置法第三条第一項に規定する事業再構築計画(同法第二条第二項第二号に規定する事業革新について記載があるものに限る。)に係る同法第三条第一項の認定(同法第四条第一項の認定を含む。)、同法第五条第一項に規定する共同事業再編計画に係る同項に規定する認定(同法第五条の二第一項の認定を含む。)又は同法第六条第一項に規定する経営資源再活用計画(同条第四項第二号に掲げる事項の記載があるものに限る。)に係る同条第一項に規定する認定(同法第七条第一項の認定を含む。)を受け、かつ、同法第十七条第一項又は第二項の確認(産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律(平成十五年法律第二十六号)附則第四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の産業活力再生特別措置法(以下この項において「旧産業活力再生特別措置法」という。)第十七条第五項の確認(以下この項において「旧確認」という。)を受けた法人(当該法人に関するものとして政令で定める法人を含む。)が、産業活力再生特別措置法の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、その有する国内にある減価償却資産で政令で定めるものにつき、当該事業再構築計画、当該共同事業再編計画又は当該経営資源再活用計画に基づく設備の廃棄等(同法第十七条第二項に規定する特定施設撤去等(旧確認を受けた法人にあつては、旧産業

活力再生特別措置法第十七条第五項に規定する特定施設の撤去又は特定設備の廃棄)に該当するものをいう。以下この項において同じ。)を行つた場合(産業活力再生特別措置法第十七条第二項の確認を受けた法人にあつては、同項の関係事業者が設備の廃棄等を行つた場合)における当該法人の当該設備の廃棄等を行つた日を含む事業年度の欠損金額のうち当該設備の廃棄等を行つたことにより生じた損失に係るものとして政令で定める金額をいう。

3・4 省 略

(農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例)

第六十七条の三 農地法第二条第七項に規定する農業生産法人が、昭和五十六年四月一日から平成二十一年三月三十日までの期間内の日を含む各事業年度において、当該期間内に次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛(家畜改良増殖法第三十二条の二第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛又はその売却価額が百万円未満である肉用牛に該当するものをいう。以下この条において同じ。)があるときは、当該農業生産法人の当該免税対象飼育牛の当該売却による利益の額に相当する金額は、当該売却をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 省 略

2・6 省 略

(特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税)

第六十七条の十一 省 略

2 省 略

(組合事業に係る損失がある場合の課税の特例)

第六十七条の十二 法人が特定組合員(組合契約に係る組合員(これに類する者で政令で定めるものを含むものとし、匿名組合契約等にあつては、匿名組合契約等に基づいて出資をする者及びその者の当該匿名組合契約等に係る地位の承継をする者とする。以下この項及び第四項において同じ。)のうち、組合事業に係る重

活力再生特別措置法第十七条第五項に規定する特定施設の撤去又は特定設備の廃棄)に該当するものをいう。以下この項において同じ。)を行つた場合(産業活力再生特別措置法第十七条第三項の確認を受けた法人にあつては、同項の関係事業者が設備の廃棄等を行つた場合)における当該法人の当該設備の廃棄等を行つた日を含む事業年度の欠損金額のうち当該設備の廃棄等を行つたことにより生じた損失に係るものとして政令で定める金額をいう。

3・4 同 上

(農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例)

第六十七条の三 農地法第二条第七項に規定する農業生産法人が、昭和五十六年四月一日から平成十八年三月三十日までの期間内の日を含む各事業年度において、当該期間内に次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛(家畜改良増殖法第三十二条の二第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛又はその売却価額が百万円未満である肉用牛に該当するものをいう。以下この条において同じ。)があるときは、当該農業生産法人の当該免税対象飼育牛の当該売却による利益の額に相当する金額は、当該売却をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 同 上

2・6 同 上

第六十七条の十一及び第六十七条の十二 削除

第六十七条の十三 同 上

2 同 上

(特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税)

第六十七条の十一 省 略

2 省 略

(組合事業に係る損失がある場合の課税の特例)

第六十七条の十二 法人が特定組合員(組合契約に係る組合員(これに類する者で政令で定めるものを含むものとし、匿名組合契約等にあつては、匿名組合契約等に基づいて出資をする者及びその者の当該匿名組合契約等に係る地位の承継をする者とする。以下この項及び第四項において同じ。)のうち、組合事業に係る重

- 要な財産の処分若しくは譲受け又は組合事業に係る多額の借財に関する業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務のうち契約を締結するための交渉その他の重要な部分を自ら執行する組合員その他の政令で定める組合員以外のものをいう。
- 第四項において同じ。）に該当する場合で、かつ、その組合契約に係る組合事業につきその債務を弁済する責任の限度が実質的に組合財産（匿名組合契約等について、組合事業に係る財産）の価額とされている場合その他の政令で定める場合には、当該法人の当該事業年度の組合損失額（当該法人の当該組合事業による損失の額として政令で定める金額をいう。以下この項において同じ。）のうち当該法人の当該組合事業に係る出資の価額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額（当該組合事業が実質的に欠損とならないと見込まれるものとして政令で定める場合に該当する場合には、当該組合損失額）に相当する金額（第三項第四号において「組合損失超過額」という。）は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。
- 2 確定申告書等を提出する法人が、各事業年度において組合損失超過合計額を有する場合には、当該組合損失超過合計額のうち当該事業年度の当該法人の組合事業（当該組合損失超過合計額に係るものに限る。）による利益の額として政令で定める金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
- 3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 組合契約 民法第六百六十七条规定する組合契約及び投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約並びに外国におけるこれらに類する契約（政令で定めるものを含む。）並びに匿名組合契約等をいう。
- 二 匿名組合契約等 匿名組合契約（これに準ずる契約として政令で定めるものと含む。）及び外国におけるこれに類する契約をいう。
- 三 組合事業 組合契約に基づいて営まれる事業（匿名組合契約等にあつては、匿名組合契約等に基づいて出資を受ける者の事業であつて当該匿名組合契約等の目的であるもの）をいう。
- 四 組合損失超過合計額 前項の法人の当該事業年度の直前の事業年度（連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該連結事業年度。以下この号において「前事業年度等」という。）以前の各事業年度における組合損失超過額（連結事業年度に該当する事業年度にあつては、第六十八条の百五の二第一項に規

定する連結組合損失超過額）のうち、当該組合損失超過額につき第一項の規定の適用を受けた事業年度（同条第一項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた連結事業年度。以下この号において「適用年度」という。）から前事業年度等まで連続して法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書（以下この号において「確定申告書」という。）の提出（前事業年度等までの連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による同条第三十一号の三に規定する連結確定申告書（以下この号において「連結確定申告書」という。）の提出）をしている場合（適用年度が前事業年度等である場合には、当該適用年度の確定申告書の提出（当該適用年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）をしている場合）における当該組合損失超過額を、各組合事業ごとに合計した金額（前項の規定により前事業年度等までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（第六十八条の百五の二第二項の規定により前事業年度等までの各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含む。）がある場合には、これらの損金の額に算入された金額を控除した金額）をいう。

4| 前項に定めるもののほか、法人が自己を合併法人とする適格合併により特定組合員に該当する被合併法人の組合契約に係る組合員たる地位の承継をした場合における第一項の規定の適用に関する事項その他同項又は第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の十三 有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限责任事業組合契約を締結している組合員である法人の当該事業年度の組合事業（当該有限责任事業組合契約に基づいて営まれる事業をいう。以下この条において同じ。）による損失の額として政令で定める金額が当該法人の当該組合事業に係る出資の価額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合には、その超える部分の金額（第三項において「組合損失超過額」という。）は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2| 確定申告書等を提出する法人が、各事業年度において組合損失超過合計額を有する場合には、当該組合損失超過合計額のうち当該事業年度の当該法人の組合事業（当該組合損失超過合計額に係るものに限る。）による利益の額として政令で定める金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 前項に規定する組合損失超過合計額とは、当該法人の当該事業年度の直前の事業年度（連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）以前の各事業年度における組合損失超過額（連結事業年度に該当する事業年度にあつては、第六十八条の百五の二第一項に規定する連結組合損失超過額）のうち、当該組合損失超過額につき第一項の規定の適用を受けた事業年度（同条第一項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた連結事業年度。以下この項において「適用年度」という。）から前事業年度等まで連續して法人税法第二条第三十一条に規定する確定申告書（以下この項において「確定申告書」という。）の提出（前事業年度等までの連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による同条第三十一号の三に規定する連結確定申告書（以下この項において「連結確定申告書」という。）の提出）をしている場合（適用年度が前事業年度等である場合には、当該適用年度の確定申告書の提出（当該適用年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）をしている場合）における当該組合損失超過額を、各組合事業ごとに合計した金額（前項の規定により前事業年度等までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（第六十八条の百五の三第二項の規定により前事業年度等までの各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含む。）がある場合には、これらの損金の額に算入された金額を控除した金額）をいう。

4 前項に定めるもののはか、法人が自己を合併法人とする適格合併により第一項に規定する組合員である被合併法人の当該組合員たる地位の承継をした場合における同項の規定の適用に関する事項その他同項又は第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（投資法人に係る課税の特例）

第六十七条の十五 省 略

2-8 省 略

9 その有する資産を主として不動産等（不動産その他の資産で政令で定めるものをいう。以下この項及び第十一項において「不動産等」という。）に対する投資として運用することを目的として設立され

として運用することを目的として設立された投資法人のうちその発行をした投資法人法第二条第二十二項に規定する投資証券が証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されていることその他政令で定める要件を満たすもの（以下この条において「不動産投資法人」と

（投資法人に係る課税の特例）

第六十七条の十五 同 上

2-8 同 上

9 その有する資産を主として政令で定める不動産（以下この項及び第十一項において「不動産」という。）に対する投資として運用することを目的として設立された投資法人のうちその発行をした投資法人法第二条第二十二項に規定する投資証券が証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されていることその他政令で定める要件を満たすもの（以下この条において「不動産投資法人」と

下この条において「不動産投資法人」という。)が、平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に、資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社(同条第一項に規定する特定資産が不動産であるものに限る。以下この項において「特定目的会社」(同条第九項に規定する優先出資証券をいう。以下この項及び次項において同じ。)の全部を取得した場合(当該特定目的会社の同条第九項に規定する特定社債券の償還の日(当該償還の日が二以上ある場合には、そのいずれか遅い日)を含む事業年度(以下この項において「償還事業年度」という。)の前事業年度開始の日から当該償還事業年度終了の日(当該事業年度終了の日までの期間(以下この項において「適用対象期間」という。)内に取得した場合に限る。)には、当該不動産投資法人の当該適用対象期間内の日を含む各事業年度(その取得の日から当該事業年度終了の日(当該事業年度が当該優先出資証券を発行する特定目的会社の残余財産の最後の分配が行われる日を含む事業年度である場合には、当該消却の日又は当該分配の日)まで引き続き当該優先出資証券の全部を保有している場合に限る。)の第一項第二号への規定の適用については、当該特定目的会社は同号へに規定する他の法人に含まれないものとする。

11 10 省略

不動産投資法人が、平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日前に設立された同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二条第二項に規定する特定目的会社(同条第一項に規定する特定資産が不動産等であるものに限る。以下この項において「旧特定目的会社」という。)が発行をした同条第七項に規定する優先出資証券の全部を取得した場合(当該旧特定目的会社の同項に規定する特定社債券の償還の日(当該償還の日が二以上ある場合には、そのいずれか遅い日)を含む事業年度(以下この項において「償還事業年度」という。)の前事業年度開始の日から当該償還事業年度終了の日までの期間(以下この項において「適用対象期間」という。)内に取得した場合に限る。)には、当該不動産投資法人の当該適用対象期間内の日を含む各事業年度(その取得の日から当該事業年度終了の日(当該事業年度が当該優先出資証券を発行する特定目的会社の残余財産の最後の分配が行われる日を含む事業年度である場合には、当該消却の日又は当該分配の日)まで引き続き当該優先出資証券の全部を保有している場合に限る。)の第一項第二号への規定の適用については、当該旧特定目的会社は同号へに規定する他の法人に含まれないものとする。

11 10 同上

不動産投資法人が、平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日前に設立された同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二条第二項に規定する特定目的会社(同条第一項に規定する特定資産が不動産であるものに限る。以下この項において「旧特定目的会社」という。)が発行をした同条第七項に規定する優先出資証券の全部を取得した場合(当該旧特定目的会社の同項に規定する特定社債券の償還の日(当該償還の日が二以上ある場合には、そのいずれか遅い日)を含む事業年度(以下この項において「償還事業年度」という。)の前事業年度開始の日から当該償還事業年度終了の日までの期間(以下この項において「適用対象期間」という。)内に取得した場合に限る。)には、当該不動産投資法人の当該適用対象期間内の日を含む各事業年度(その取得の日から当該事業年度終了の日(当該事業年度が当該優先出資証券の全部の消却が行われる日又は当該優先出資証券を発行する旧特定目的会社の残余財産の最後の分配が行われる日を含む事業年度である場合には、当該消却の日又は当該分配の日)まで引き続き当該優先出資証券の全部を保有している場合に限る。)の第一項第二号への規定の適用については、当該旧特定目的会社は同号へに規定する他の法人に含まれないものとする。

いう。)が、平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に、資産の流動化に関する法律第一条第三項に規定する特定目的会社(同条第一項に規定する特定資産が不動産であるものに限る。以下この項において「特定目的会社」という。)が発行をした優先出資証券(同条第九項に規定する優先出資証券をいう。以下この項及び次項において同じ。)の全部を取得した場合(当該特定目的会社の同条第九項に規定する特定社債券の償還の日(当該償還の日が二以上ある場合には、そのいずれか遅い日)を含む事業年度(以下この項において「償還事業年度」という。)の前事業年度開始の日から当該償還事業年度終了の日(当該事業年度が当該優先出資証券を発行する特定目的会社の残余財産の最後の分配が行われる日を含む事業年度である場合には、当該消却の日又は当該分配の日)まで引き続き当該優先出資証券の全部を保有している場合に限る。)の第一項第二号への規定の適用については、当該旧特定目的会社は同号へに規定する他の法人に含まれないものとする。

特定目的会社は同号へに規定する他の法人に含まれないものとする。

12・13 省略

(振替国債の利子等の非課税)

第六十七条の十六 省略

2 省略

3 外国法人が第四十一条の十二第九項に規定する特定短期公社債のうち同項第一号から第八号までに掲げるもの(次項において「特定短期国債」という。)につき支払を受ける同条第七項に規定する償還差益(次項において「償還差益」という。)については、法人税を課さない。ただし、当該償還差益のうち、国内に恒久的施設を有する外国法人が支払を受けるもので当該国内に恒久的施設を有する外国法人の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

4 前項の規定は、第五条の二第二項に規定する外国投資信託の受託者である外国法人が当該外国投資信託の信託財産につき支払を受ける特定短期国債の償還差益については、当該外国投資信託が同項に規定する適格外国証券投資信託である場合に限り、適用する。

5 省略

(分離振替国債の課税の特例)

第六十七条の十七 外国法人が第五条の二第一項に規定する特定振替機関等(以下この条において「特定振替機関等」という。)又は第五条の二第五項第四号に規定する適格外国仲介業者(以下この条において「適格外国仲介業者」という。)から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の国内にある営業所若しくは事務所(郵便局を含む。以下この条において「営業所等」という。)又は当該適格外国仲介業者の同項第五号に規定する特定国外営業所等(以下この条において「特定国外営業所等」という。)を通じて同項第六号に規定する振替記載等(以下この条において「振替記載等」という。)を受けている分離振替国債(当該外国法人がその所有期間を通じて振替記載等を受けているものに限る。)の保有又は譲渡により生ずる所得を有する場合の当該分離振替国債の保有又は譲渡の所得については、法人税を課さない。

一 当該外国法人が、特定振替機関等又は適格外国仲介業者から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の営業所等又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて最初に分離振替国債の保有につき振替記載等を受ける際、当該振替記載等を受ける分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地(国内に恒久的施設を有する外国法人にあつては、財務省令

特定目的会社は同号へに規定する他の法人に含まれないものとする。

12・13 同上

(振替国債の利子等の非課税)

第六十七条の十六 同上

2 同上

3 外国法人が第四十一条の十二第九項に規定する特定短期公社債のうち同項第一号から第八号までに掲げるものにつき支払を受ける同条第七項に規定する償還差益については、法人税を課さない。ただし、当該償還差益のうち、国内に恒久的施設を有する外国法人が支払を受けるもので当該国内に恒久的施設を有する外国法人の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

4 同上

(分離振替国債の課税の特例)

第六十七条の十七 外国法人で次に掲げる要件を満たすものが特定振替機関等又は適格外国仲介業者から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の国内にある営業所若しくは事務所(郵便局を含む。以下この条において「営業所等」という。)又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けている分離振替国債(当該外国法人がその所有期間を通じて振替記載等を受けているものに限る。)の保有又は譲渡により生ずる所得を有する場合の当該分離振替国債の保有又は譲渡の所得については、法人税を課さない。

2| 外国法人が特定振替機関等又は適格外国仲介業者から開設を受けている口座に

おいて当該特定振替機関等の国内にある営業所等又は当該適格外国仲介業者の特定

国外営業所等を通じて振替記載等を受けている分離振替国債の保有又は譲渡に

より生ずる損失の額その他の政令で定める金額（以下この条において「損失額」）

という。）は、法人税法の規定の適用については、ないものとみなす。

3| 前二項の規定は、国内に恒久的施設を有する外国法人の分離振替国債の保有又

は譲渡により生ずる所得及び損失額でその者の国内において行う事業に帰せられ

るものについては、適用しない。

4| 第一項及び第二項の規定は、第五条の二第二項に規定する外国投資信託の受託

者である外国法人の当該外国投資信託の信託財産に属する分離振替国債の保有又

は譲渡により生ずる所得及び損失額については、当該外国投資信託が同項に規定

する適格外国証券投資信託である場合に限り、適用する。

で定める場所。以下この条において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した書類（以下この条において「非課税適用申告書」という。）を、当該

特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定振替機関等が特定間接口座管理機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該分離振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該特定

振替機関等及び当該分離振替国債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関）及び当該分離振替国債の振替記載等に係る特定口座管理機関並びに特定

振替機関とする。以下この項において同じ。）を経由し、又は当該適格外国仲

介業者（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該分離振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該分離振替国債の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）及び当該分離振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関。次号において同じ。）及び当該分離振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して法人

税法第十七条に規定する納税地（同法第十八条第一項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）の所轄税務署長に提出していること。

2| 当該外国法人が、各事業年度終了日の翌日から二月を経過する日までに、

その者の当該分離振替国債に係る所有期間その他の財務省令で定める事項を記載した書類（第七項及び第十四項において「所有期間明細書」という。）を、

当該特定振替機関等を経由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該分離振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して前号に規定する税務署長に提出していること。

2| 外国法人が前項第一号の規定に基づき非課税適用申告書を提出している場合において、同項に規定する分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる損失の額その他の政令で定める金額は、法人税法の規定の適用については、ないものとみなす。

3| 第一項の規定は、国内に恒久的施設を有する外国法人の分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得でその者の国内において行う事業に帰せられるものについては、適用しない。

4| この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一分離振替国債、社債等の振替に関する法律第九十条第二項に規定する分離元本振替国債及び同条第三項に規定する分離利息振替国債をいう。

二

特定振替機関　社債等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる者を含む。）のうち、同法第十三条の規定に基づき分離振替国債を取り扱うことについて國から同意を得た者をいう。

三

特定振替機関等　特定振替機関、特定振替機関の社債等の振替に関する法律第三条第一項第四号に規定する業務規程の定めるところにより口座の開設を受けた特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関をいう。

四

特定口座管理機関　社債等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関（次号において「口座管理機関」という。）のうち、特定振替機関が同法第十二条第一項の規定により口座を開設した者をいう。

五

特定間接口座管理機関　口座管理機関のうち、特定口座管理機関が社債等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者及び当該者が同項の規定により口座を開設した者（それぞれ外国間接口座管理機関に該当する者を除く。）をいう。

六

適格外国仲介業者　外国間接口座管理機関又は外国再間接口座管理機関のうち、法人税法第二百三十九条に規定する条約（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。）の我が国以外の締約国（次号において「条約相手国」という。）に本店又は主たる事務所を有する者として政令で定めるところにより第五条の二第一項第一号に規定する税務署長（次項及び第六項において「税務署長」という。）の承認を受けた者をいう。

七

特定国外営業所等　適格外国仲介業者の営業所又は事務所のうち、条約相手国に所在するものをいう。

八

振替記載等　社債等の振替に関する法律に定めるところにより行われる同法の振替口座簿への記載又は記録をいう。

九

外国再間接口座管理機関　社債等の振替に関する法律第四十四条第一項第十五回に掲げる口座管理機関（内国法人を除く。次号において「外国口座管理機関」という。）のうち、外国間接口座管理機関が同項の規定により口座を開設した者及び当該者が同項の規定により口座を開設した者をいう。

十

外国間接口座管理機関　外国口座管理機関のうち、特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関が社債等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者をいう。

5

税務署長は、前項第六号の承認の申請があつた場合において、その申請を行つ

た者につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

一 その申請を行う場合に必要となる書類に不備又は不実の記載があると認められることその他当該申請が前項第六号に規定する政令で定めるところに従つて行われていないと認められること。

二 その者につき現に国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徵収が著しく困難であること。

三 その者が第十一項に規定する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うこと又は第十二項に規定する通知を行うことが困難と認められる相当の理由があること。

6 税務署長は、第四項第六号の承認を受けた者について前項各号のいずれかに該当する事実が生じたと認めるときは、政令で定めるところにより、その承認を取り消すことができる。

7 第一項第一号又は第二号の場合において、非課税適用申告書又は所有期間明細書が同項第一号に規定する税務署長に提出されたときは、当該非課税適用申告書又は所有期間明細書の提出をした者からその提出の際に経由すべき特定振替機関等の営業所等又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等が受け取った時に当該税務署長に提出があつたものとみなす。

8 非課税適用申告書を提出する者は、その提出の際、当該非課税適用申告書を提出する特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長にその者の法人の登記事項証明書その他政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長は、当該非課税適用申告書に記載されている名称及び本店又は主たる事務所の所在地を当該書類により確認しなければならないものとする。

9 非課税適用申告書を提出した者が、その提出後、当該非課税適用申告書に記載した名称又は本店若しくは主たる事務所の所在地の変更をした場合には、その者は、その変更をした日を含む事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日までに、その変更をした後のその者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該非課税適用申告書を提出した特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には当該特定振替機関等及び特定振替機関とし、当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座

管理機関から当該非課税適用申告書に係る分離振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該分離振替国債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関（及び当該分離振替国債の振替記載等に係る特定口座管理機関並びに特定振替機関とする。以下この項において同じ。）を経由し、又は当該非課税適用申告書を提出した適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該分離振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該分離振替国債の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）及び当該分離振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）及び当該分離振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して第一項第一号に規定する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書を提出しなかつたときは、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、当該分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得については、同項の規定は、適用しない。

10 第七項及び第八項の規定は、前項に規定する申告書を提出する者が当該申告書を提出する場合について準用する。この場合において、第七項中「第一項第一号又は第二号」とあるのは「第九項」と、「非課税適用申告書又は所有期間明細書が同項第一号」とあるのは「同項に規定する申告書が第一項第一号」と、「当該非課税適用申告書又は所有期間明細書」とあるのは「当該申告書」と、第八項中「非課税適用申告書を提出する者」とあるのは「次項に規定する申告書を提出する者」と、「当該非課税適用申告書」とあるのは「当該申告書」と、「名称」とあるのは「変更後の名称」と読み替えるものとする。

11 特定振替機関等及び適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出した者が当該特定振替機関等又は当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けた分離振替国債につき帳簿を備え、当該非課税適用申告書を提出した者の各人別に、政令で定めるところにより、当該分離振替国債につき振替記載等がされた日その他の財務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

12 適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出した者の各人別に、政令で定めることにより、当該非課税適用申告書を提出した者が当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けた分離振替国債につき振替記載等がされた日その他の財務省令で定める事項を当該適格外国仲介業者が当該分離振替国債の振替記載等を受けた特定振替機関等（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該分離振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該分離振

替国債の振替記載等を受けた特定振替機関等)に対し書面による方法その他政令で定める方法により通知しなければならない。この場合において、当該特定振替機関等は、当該分離振替国債につき帳簿を備え、当該各人別に、政令で定めることにより、これらの事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 13 第一項の規定は、法人税法第一百四十二条第一号に掲げる外国人については、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の同法第二条第三十一号に規定する確定申告書に同項の規定の適用を受けるべき金額の記載がある場合に限り、適用する。

- 14 特定振替機関等による所有期間明細書の提出の特例に関する事項その他第一項から第三項まで及び第五項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用)

第六十八条の二 同 上

(中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用)
第六十八条の二 法人税法第六十七条第一項の規定は、青色申告書を提出する同族会社(同項に規定する同族会社をいう。以下この項において同じ。)で次の各号に掲げるものの当該各号に定める事業年度については、適用しない。

- 一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項に規定する中小企業者(次号において「中小企業者」という。)に該当する同族会社 当該同族会社の設立の日として政令で定める日(以下この号において「設立の日」という。)を含む事業年度から当該設立の日以後十年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度(平成十二年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度に限る。)

- 二 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項の承認(同法第十一条第一項の承認を含む。)を受けた中小企業者に該当する同族会社 事業年度終了の時に於て同法第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて同項の経営革新のための事業を実施している場合における当該事業年度(平成十八年三月三十一日までに開始する各事業年度に限る。)

- 三 新事業創出促進法第十二条の三第二項に規定する認定事業者に該当する同族会社 事業年度終了の時に於て同項に規定する認定計画に従つて同項の新事業分野開拓のための事業を実施している場合における当該事業年度(平成十八年三月三十一日までに開始する各事業年度に限る。)

- 四 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者に該当する同族会社で当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合は、当該同族会社の連結事業年度)の試験研究費の額及び開発費の額の合計額の収入金額に対する割合として政令で定める割合が百分の三を超えるもの 当該事業年度(平成十四年四月一日から平成十七年四月三十日までの間に開始する各事業年度に

三 省 略

2 前項の規定は、確定申告書（法人税法第二条第三十号に規定する確定申告書をいう。次項において同じ。）に財務省令で定める書類（前項第三号の規定の適用を受ける場合にあつては、同号の割合の計算に関する明細書）の添付がある場合に限り、適用する。

3・4 省 略

（特定信託に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入）

第六十八条の三の七 次に掲げる特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下第六十八条の三の十四までにおいて同じ。）に係る外国関係会社のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対し課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係会社に該当するもの（以下第六十八条の三の九までにおいて「特定外国子会社等」という。）が、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後に開始する各事業年度において、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び利益の配当又は剩余金の分配の額に関する調整を加えた金額（以下この条において「適用対象留保金額」という。）を有する場合には、その適用対象の適用対象留保金額のうちその特定信託の受託者である法人がその特定信託の信託財産として有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等に対応するものとしてその株式等（株式又は出資をいう。以下この項において同じ。）の第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（以下第六十八条の三の九までにおいて「課税対象留保金額」という。）に相当する金額は、その特定信託の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含むその特定信託の各計算期間（法人税法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下第六十八条の三の十四までにおいて同じ。）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する外国關係会社の直接及び間接保有の株式等（請求権のない株式等（第六十六条の六第一号に規定する請求権のない株式等をいう。以下この号において同じ。）

四 同 上

2 前項の規定は、確定申告書（法人税法第二条第三十号に規定する確定申告書をいう。次項において同じ。）に財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3・4 同 上

（特定信託に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入）

第六十八条の三の七 次に掲げる特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。第六十八条の三の十までにおいて同じ。）に係る外国関係会社のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係会社に該当するもの（第六十八条の三の十までにおいて「特定外国子会社等」という。）が、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後に開始する各事業年度において、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び利益の配当又は剩余金の分配の額に関する調整を加えた金額（以下この条において「適用対象留保金額」という。）を有する場合には、その適用対象の適用対象留保金額のうちその特定信託の受託者である法人がその特定信託の信託財産として有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等（請求権のない株式等（第六十六条の六第一項に規定する請求権のない株式等をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係るもの）を除く。以下この項において同じ。）に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（第六十八条の三の十までにおいて「課税対象留保金額」という。）に相当する金額は、その特定信託の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含むその特定信託の各計算期間（法人税法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。第六十八条の三の十までにおいて同じ。）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する外国關係会社の直接及び間接保有の株式等の当該外国關係会社の発行済株式の総数又は出資金額（請求権のない株式等及び当該外国關係会社が有する自己の株式又

）に係るものと除く。次号において同じ。）の当該外国関係会社の発行済株式の総数又は出資金額（請求権のない株式等及び当該外国関係会社が有する自己の株式等を除く。次号において「発行済株式等」という。）のうちに占める割合が百分の五以上である場合における当該特定信託

二 省略

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 外国関係会社 第六十六条の六第二項第一号に規定する外国関係会社をいう。

は出資を除く。次号において「発行済株式等」という。）のうちに占める割合が百分の五以上である場合における当該特定信託

二 同上

2 前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 外国関係会社 外国法人で、その発行済株式の総数又は出資金額（その有する自己の株式又は出資を除く。）のうちに第二条第一項第一号の二に規定する居住者（当該居住者と法人税法第二条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある同項第一号の二に規定する非居住者を含む。以下この号において「居住者」という。）及び内国法人が有し、並びに特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等の総数又は合計額の占める割合（当該外国法人が次のイからハまでに掲げる法人である場合には、当該割合とそれぞれイからハまでに定める割合のいずれか多い割合）が百分の五十を超えるものをいう。

イ 議決権のない株式等（議決権のない株式又は出資をいう。以下この号において同じ。）を発行している法人（ハに掲げる法人を除く。） その発行済株式の総数又は出資金額（議決権のない株式等及び当該外国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）のうちに居住者及び内国法人が有し、並びに特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等（議決権のない株式等に係るものと除く。）の総数又は合計額の占める割合

ロ 請求権のない株式等を発行している法人（ハに掲げる法人を除く。） その発行済株式の総数又は出資金額（請求権のない株式等及び当該外国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）のうちに居住者及び内国法人が有し、並びに特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等（請求権のない株式等に係るものと除く。）の総数又は合計額の占める割合

ハ 議決権のない株式等及び請求権のない株式等を発行している法人 イ又は

二 未処分所得の金額 特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ず